

特集

市議会の仕組み

まるわかりガイド

市議会の役割

市議会の1年

議会局1年生の私たちと一緒に市議会の仕組みを勉強しましょう！

市議会の1年

3月議会

第1回定例会

5月議会

6月議会

9月議会

12月議会

3・6・9・12月議会

前年度の決算審査

新年度の予算審査

代表質問

議長・副議長選挙、監査委員、各常任委員会の委員長・副委員長・委員の選出

定例会は年2回開催

※一般選挙のない年の流れです

議決

行政監視

政策形成

市長から提出された議案等を審議し、議会としての「賛成」または「反対」の意思を決定すること
①条例の制定や改廃 ②予算の決定 ③決算の認定などを議決します

市政が正しく運営されているかをチェックして是正を行い、誤りを防ぐ機能

市民の声を聴いて地域課題を発見し、解決を図るため議会自らが政策をつくる機能

明石市議会は、平成25年10月に「明石市議会基本条例」を制定し、議会の活性化と開かれた議会の実現に向け取り組んでいます。同条例は、必要に応じて評価と見直しを行うこととなっており、平成31年4月に条例を改正して議会の災害対応を追加しました。今後も検証を重ねながら、適正な議会運営に努めていきます。

明石市議会基本条例とは・・・

議会や議員が守るべき基本ルールや、議会と市民との関係、議会と市長との関係などの基本的な事項を明文化したものです。

市民との関係

議会は市民に対し、市や議会が決めたことについて分かりやすく説明し、市民が積極的に市政に参加できるようにします

・議会報告会の開催
・議会広報の充実
・請願・陳情（市民からの意見）の審査の充実 など

議会・議員

議会の在り方や議会運営の基本事項を定め、議会の活性化と開かれた議会を目指します

・議会、議員の活動原則の明文化
・委員会での委員相互の自由な討議
・2会期制の導入（議会の会期を長くして本会議を開きやすくする）
・議員研修の充実 など

市長との関係

議会と市長は互いの特性を生かして常に緊張感を持ち、議論を尽くします

・質疑・質問の充実と方法の明確化（一問一答方式の実施など）
・新たな事業等の議会に対する説明方法のルール化 など

市議会のことが分かる用語解説

議会

市議会

本会議と委員会

市議会議員が全員集まって行う会議が**本会議**です。本会議で決めたことが市の最終決定となります。

市の仕事はさまざまな分野にわたるため、市議会議員が分担して、より効率的・専門的に審査する会議を開きます。この会議が**委員会**です。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって1人ずつ選ばれます。

議長は、議会の代表として会議を進行し、議論の取りまとめや採決を行います。

副議長は、議長を補佐し、議長が不在の時は議長の代理を務めます。

会派

会派は、政策や理念が共通する議員同士が、議会を円滑に運営し、意見を反映させるために結成する議会内のグループです。明石市議会の活動は会派単位で行っており、会派の人数に応じて代表質問の持ち時間や委員会の委員長等の役職の割り当てなどが決まっています。

二元代表制

地方自治体（市）では、市長と市議会議員を市民が直接選挙で選ぶ**二元代表制**を取っています。国の議院内閣制とは異なり、市民に直接選ばれた代表である市長と市議会は、互いに対等の立場で議論を重ね、市政の発展に努めます。

ここに注目！

本会議の流れ

議案の提出

本会議

委員会

本会議

本会議はこのような進められます。

・議会で決めなければならない重要な案件が提出されます。

・議案の内容や、市政一般について、議員が質問します。

・各委員会の担当の議案を詳しく審査します。

・各委員会の委員長が、委員会での審査結果を報告します。

・市の方針を賛成か反対が多数決で決定します。

ここに注目！

委員会の種類

常任委員会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

生活文化常任委員会

建設企業常任委員会

議会運営委員会

特別委員会

明石市議会には4つの常任委員会があります。

議会の進め方などについて話し合います。

特定の問題を話し合うために、必要に応じて設置します。9月議会では、前年度の決算を審査する「決算審査特別委員会」が設置されます。